

高齢者の虐待に気づいたら

☎福祉対策課地域包括支援センター係 ☎028(677)6080

**これらは
高齢者虐待
です。**

身体的虐待

- ・たたく、蹴る、無理やり食事を口にさせる
- ・ベッドに縛り付ける、身体の拘束や抑制をする など

心理的虐待

- ・トイレの失敗を笑う、他人に話し高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、悪口を言う
- ・子どものように扱う など

介護・世話の放棄

- ・入浴させない
- ・水分や食事を十分に与えない
- ・ゴミを放置し、劣悪な環境の中で生活させる など

経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない
- ・年金や預貯金を本人の意思に反して使用する など

性的虐待

- ・裸のまま放置する
- ・性的行為を強要する など

家庭での虐待に気づいたら

高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合、虐待に気づいた人は、町に通報する義務があります。また高齢者本人も届出することができます。



福祉対策課地域包括支援センター係
☎028(677)6080

施設などでの虐待に気づいたら

施設などの職員や職員以外の方が高齢者の虐待に気づいたときは、町に通報する義務があります。また高齢者本人も届出することができます。



福祉対策課介護保険係
☎028(677)6015

税金は期限内に納めましょう!

☎税務課納税係 ☎028(677)6035



納税者と未納者との公平性の観点から、年々滞納整理を強化しています。

町民の皆さんから納めていただく税金は、福祉や教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。繰り返し納税の呼び掛けを行っても納付がない人に対しては、調査の上、財産の差し押さえを行います。

督促状の送付

納期限を過ぎても完納とならない場合、納期限後20日以内に督促状を発送します。(地方税法第329条)

文書などによる催告

財産調査

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関などに対して調査を実施します。

差し押さえ

財産(預金・保険・自動車等)の差し押さえを行います。

▼差し押さえ例(タイヤロック)

公売・換価

差し押さえた財産を公売・換価により現金化します。

未納分への充当

換価した現金を未納分に充てます。

納付相談はお早めに

納付書がお手元がない場合、または病気や失業などの特別な事情があり納付が困難な人や納付が遅れている人は、お早めに税務課までご相談ください。

町税はコンビニでも納付できます

納期限内であれば、曜日や時間に関係なく全国の主なコンビニエンスストアで町税を納付できます。

町税の納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を登録いただくと、納期限の日に自動的に振替を行います。手続きは通帳印があれば簡単に行うことができますので、お気軽にお問い合わせください。なお、登録には約1カ月かかりますので、お早めに手続きしてください。

23 広報はが 平成30年11月号

2018.11 No.763 22